川崎市公告第759号

事業活動脱炭素化取組指針の変更について

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成２１年川崎市条例第５２号）第９条第２項により、事業活動脱炭素化取組指針（平成２２年川崎市公告第１０１号）を次のとおり変更し、令和７年４月１日から適用する。

令和７年３月３１日

川崎市長　福 田　紀 彦

事業活動脱炭素化取組指針

平成２２年　４月　１日
変更　平成２７年　５月２２日
変更　平成３１年　４月　１日
変更　令和　５年　３月３０日
変更　令和　５年　４月　１日
変更　令和　６年　４月　１日
変更　令和　７年　４月　１日

１　総則

（１）目的

この指針は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成２１年川崎市条例第５２号。以下「条例」という。）第９条第１項の規定に基づき、事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等の推進並びに条例第１０条第１項の規定による事業活動脱炭素化取組計画書、条例第１０条第３項の規定による中小規模事業者用脱炭素化取組計画書並びに条例第１１条第１項の規定による事業活動脱炭素化取組結果報告書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の作成に必要な事項について定めるものである。

また、条例第９条第２項の規定に基づき、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。

（２）用語の定義

この指針で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成２１年川崎市規則第９０号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

２　事業活動に係る脱炭素化に向けた取組

（１）事業活動に係る脱炭素化に向けた取組の基本的な考え方

ア　温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置

事業者は、その事業活動に係る設備等について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の向上その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量のより少ないものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるものとする。

イ　温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する技術又は製品の開発等

事業者は、製品の製造等を行うにあたり、エネルギー消費効率が高いもの、脱炭素エネルギー源や未利用エネルギーなど（以下「脱炭素エネルギー源等」という。）を利用したもの、温室効果ガスの排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他その利用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する技術又は製品の開発等に努めるものとする。

ウ　廃棄物等の発生の抑制等

事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、廃棄物等の発生の抑制や再使用等に努めるものとする。

エ　事業者間の連携

事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等の取組等に関する情報共有や技術提供のほか、エネルギーの相互利用など、事業者間で連携した温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

（２）事業活動に係る脱炭素化に向けた取組の推進

ア　設備等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等

事業者は、その事業内容、事業所の形態等に応じ、事業活動に係る設備等に関し、次の事項その他の方法の実施に努めるものとする。

(ｱ) 化石燃料及び非化石燃料の燃焼の合理化

(ｲ) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

(ｳ) 廃熱の回収利用・融通

(ｴ) 熱の動力等への変換の合理化

(ｵ) 放射、伝熱、抵抗等によるエネルギー損失の防止

(ｶ) 電気の動力、熱等への変換の合理化

(ｷ) 非化石燃料若しくは温室効果ガスの排出の量のより少ない化石燃料への転換

イ　計画的に取り組むべき事項

(ｱ) 推進体制の整備

脱炭素化に向けた取組に関する推進体制を整備するとともに、従業員に対し、脱炭素化に向けた取組の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底を行うため、研修等の教育体制を整備すること。

(ｲ) 温室効果ガスの排出の量及び設備等の運転状況の把握

事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに設備等の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

(ｳ) 情報収集

事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に関し、文献、データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。

(ｴ) 設備等の選択

事業活動に係る設備等及びその使用方法の選択については、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。

(ｵ) 実施状況及び効果の把握

(ｴ)の実施状況及びその効果を把握すること。

(ｶ) 自己評価の実施

(ｵ)を踏まえ、事業活動に係る設備等の選択及び使用方法について再検討し、継続的に効果的な取組を実施すること。

(ｷ) 次世代自動車の導入

事業活動に伴う自動車には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車を計画的に導入すること。

(ｸ) 輸送の効率化

目的に応じた自動車や輸送量に見合った自動車を使用するため、適正な車両の選択を行うこと。また、共同輸配送や輸配送ルートの最適化、モーダルシフトを

推進すること。

(ｹ) 脱炭素電力や低炭素電力等の積極的利用

事業活動で使用する電気については、再生可能エネルギー源等により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用するよう努めること。

(ｺ) 公共交通機関等の利用の促進

従業員の通勤等に関しては、公共交通機関等を積極的に利用し、マイカー通勤を抑制すること。

(ｻ) 環境教育及び環境学習の推進

地球温暖化対策に係る環境教育及び環境学習を推進するよう努めること。

ウ　その他考慮すべき事項

(ｱ) 事業者は、脱炭素化に向けた取組を推進するため、上記のほか、別表第１から６に掲げる対策について実施するよう努めるものとする。

(ｲ) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成２１年経済産業省告示第６６号)、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成１８年経済産業省、国土交通省告示第７号）又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成１８年経済産業省、国土交通省告示第６号)、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和５年経済産業省告示第２８号)、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する貨物輸送事業者の判断の基準（令和５年経済産業省、国土交通省告示第３号）又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する旅客輸送事業者の判断の基準（令和５年経済産業省、国土交通省告示第４号）並びに事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成２０年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第３号）等を参考にし、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

(ｳ) 事業所等（特定事業者が行う連鎖化事業に係る加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う事業者（以下「テナント等事業者」という。）は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者が実施する取組等に協力するなどし、共同して温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

３　特定事業者に係る脱炭素化に向けた取組

特定事業者に係る脱炭素化に向けた取組について、条例第１０条第１項の規定による事業活動脱炭素化取組計画書及び条例第１１条の規定による事業活動脱炭素化取組結果報告書の作成等に必要な事項等は次のとおりである。

（１）特定事業者の範囲

ア　規則第４条第１号、第２号、第４号に係る事業者

事業者が特定事業者に該当するか否かの判断は、市内に立地する本社、工場、支店、営業所など事業者が設置している全ての事業所等に係るエネルギー使用量等を含めて行うも

のとする。

また、その他の具体的な事業所等のエネルギー使用量等の範囲は次のとおりとする。

(ｱ) 所有している建物の一部を他の者が利用している場合

建物所有事業者は、当該建物全体のエネルギー使用量等から個々のテナントが設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量等を把握している設備にかかるエネルギー使用量等を差し引いたものを当該建物所有事業者のエネルギー使用量等として算入する。

(ｲ) テナント等事業者

テナント等事業者は、エネルギー管理等の権原の有無にかかわらずテナント等専用部に関わる全てのエネルギー使用量等を当該テナント等事業者のエネルギー使用量等として算入する。

(ｳ) 自動車等

主に事業所等の敷地外で走行する自動車等のエネルギー使用量等はエネルギー使用量等に算入せず、構内専用のフォークリフト等の敷地内のみを走行する自動車等の移動体は当該事業所のエネルギー使用量等として算入する。

イ　規則第４条第３号に係る事業者

特定事業者に該当するか否かの判断は、事業者が使用する対象自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成４年政令第３６５号）第４条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）以下同じ。）のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数により行う。

（２）原油換算エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の算定等

ア　原油換算エネルギー使用量

規則第４条第１号及び第２号の規定による原油換算エネルギー使用量は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和５４年政令第２６７号）及び施行規則（昭和５４年経済産業省令第７４号）に基づき算定するものとする。

イ　温室効果ガス排出量

規則第４条第４号の規定による「温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成１１年政令第１４３号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成１８年経済産業省・環境省令第３号）に基づき算定するものとする。

（３）脱炭素化に向けた取組の実施手順及び推進体制の整備

特定事業者は、事業活動の脱炭素化に向け、次に掲げる手順を参考に取組を実施するものとし、そのための推進体制を整備する。

ア　脱炭素化に向けた取組に関する基本方針の策定

イ　温室効果ガスの排出の量と密接に関係する設備等の運転及び保全状況の把握

ウ　脱炭素化に向けた目標、計画等の立案

エ　脱炭素化に向けた取組のための人材及び予算の確保及び管理

オ　脱炭素化に向けた取組のメニューの選定及び実施並びに進行管理

カ　脱炭素化に向けた取組の効果の確認及び検証

キ　脱炭素化に向けた取組の見直し

（４）脱炭素化に向けた取組の計画的な推進

ア　事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための基本方針

特定事業者は、市内事業所等の設備等に係る対策、自動車等に係る対策及び事業所内で実施するその他の対策の推進に係る全体の基本方針を定めるものとする。ただし、その特定事業者が全社的に温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための方針を定めている場合は当該方針を反映させた方針を策定するものとする。

また、基本方針には実施状況の適切な進行管理を行うための方針も定めるものとする。

イ　温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた組織体制

特定事業者は、(3)による推進体制の整備を行う。また、温室効果ガスの排出の量の削減等の取組は、全社を含めた推進体制を有することが効果的と考えられることから、全社的な推進体制も併せて整備する。

ウ　事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項

特定事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減に係る定量的な目標を定めるものとする。

削減目標は、市内における事業活動に伴う排出量について設定する。

削減目標の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第２条第３項各号に掲げる物質とし、温室効果ガスの排出の量の削減目標等の具体的な設定は次のとおり行うものとする。

(ｱ) 削減目標の設定にあたり考慮すべき事項

a　条例第７条第２項の規定による地球温暖化対策等推進基本計画における地球温暖化対策の目標及び目標を達成するために必要な施策の基本的方向に関する事項

b　国内及び国際的な目標及びその動向

c　特定事業者の基準年度における温室効果ガスの排出状況

d　特定事業者の過去の温室効果ガスの排出の量の削減取組状況

e　事業活動の将来的な見込み

(ｲ) 基準年度、比較年度及び目標年度

基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の終了年度とする。

比較年度は、2013 年度とする。

(ｳ) 基準排出量、比較年度排出量及び目標排出量

a　基準排出量及び比較年度排出量の算定

基準排出量は、基準年度の温室効果ガス排出量をいう。また、規則第４条第１号、２号、４号に該当する特定事業者の基準排出量は、市内に設置している全ての事業所等の基準排出量の合計値とし、同項第３号に該当する特定事業者の基準排出量は、その使用する全ての対象自動車の基準排出量の合計値とする。

ただし、基準年度に市内で事業を開始した場合や事業活動に著しく変動が生じた場合など、基準排出量を計画期間の初年度の前年度に設定することが適当でない場合は、市と協議の上、他の複数年度の排出量の平均や排出量の推計など適切な方法を用いることにより基準排出量とすることができる。

基準排出量の算定については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令に基づき行うものとする（以下、排出量に係る算定について同じ。）。

比較年度排出量は、比較年度の温室効果ガス排出量とし、上記の基準排出量の算定と同様の考え方により算定するものとする。

b　目標排出量の算定

目標排出量は、基準年度の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から、計画期間に実施する対策により削減される温室効果ガスの量を減じることなどにより得られる量をいう。また、規則第４条の複数号に該当する特定事業者は、該当する各号の目標排出量を設定するものとする。

目標排出量を算定する際は、削減対策の計画のほか、今後の事業活動の見込み、川崎市地球温暖化対策推進基本計画における温室効果ガス排出量の個別目標や各目標の試算結果等を総合的に勘案するものとする。

(ｴ) 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施

特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するため、事業所の各設備等の状況等に応じた排出削減対策を講じるものとする。

a　削減対策の選定と省エネの推進

特定事業者は、次に掲げる手順に従い、その設備等に係る削減対策の検討を行い、別表第１から６等を活用して、計画期間における削減対策を選定するものとする。

(a)　現況把握

事業活動に係る設備等の保有状況及び運転状況等を把握するとともに、エネルギー使用量等の変化を分析することで、最適な運転条件も併せて把握するものとする。

(b)　削減対策の検討及び選定

現況把握を踏まえ、別表第１から６等に沿って、設備等の状況に応じた排出量削減対策を検討するものとする。

①事業所等における削減対策

規則第４条第１号、第２号、第４号に該当する特定事業者は、事業所等からの温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第１から４に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。

別表第１から４の対策は、次の考え方により「基本対策」と「目標対策」に区分している。

①-1 基本対策（別表第１、３）

基本対策は、エネルギー消費設備等の運転管理、計測・記録、保守・点検の改善を実施することにより、エネルギー損失の防止等の温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な削減対策である。各事業所の設備等の条件に適合する基本対策は、実施について検討し、原則として条件に適合する対策は全て選定するものとする。

①-2 目標対策（別表第２、４）

目標対策は、高効率設備等の導入や既存設備等の改修等により、温室効果ガスの排出の量の削減を図るものであり、設備投資を要することから、設備の更新時期や経営状況を踏まえながら、導入等の可能性について十分な検討を行い、積極的に取り組むことが望ましい。

②自動車における削減対策

規則第４条第３号に該当する特定事業者は、事業活動に伴い使用する対象自動車から排出する温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第５、６に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。

なお、基本対策と目標対策の考え方は、①と同様である。

エ　エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項

特定事業者は、エネルギーの使用量を把握するよう努めるものとする。特定事業者の内、規則第１号、第２号に該当する特定事業者は、エネルギー原単位（エネルギーを生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値で除して得た値）に係る定量的な目標を定めるものとする。

また、特定事業者の内、規則第４号に該当する特定事業者は、排出量原単位（排出量を生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値で除して得た値）に係る定量的な目標を定めるものとする。

なお、計画期間は原則として原単位等の指標を変更しないものとする。その他の特定事業者においても、排出量を排出量原単位により算定している特定事業者は、原単位における削減目標を設けることができる。また、基準排出量原単位及び目標排出量原単位の算定等は、基準排出量及び目標排出量の算定等と同様の趣旨により、設定するものとする。

上記の特定事業者は、エネルギーの使用量の削減に向け、事業所の各設備等の状況等に応じた対策を講じるものとする。なお、「ウ(ｴ)温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施」を基に、対策を選定するものとする。

オ　再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のためには、省エネルギー対策に加え、再生可能エネルギー源の利用による対策も並行して進めていくことが重要である。特定事業者は、技術の向上その他事業活動を取り巻く状況等を勘案して、脱炭素エネルギー源等の利用について検討を行い、その積極的な利用に努めるものとする。

また、再生可能エネルギー源の利用によって得られた環境価値を証書化し、市場で取引することを可能にしたグリーン電力証書及びグリーン熱証書等は、自社で再生可能エネルギー源等の利用設備を持たない場合でも再生可能エネルギーの普及に貢献できる有効な手段であり、併せて積極的な活用に努めるものとする。

(ｱ) 再生可能エネルギー源の利用

特定事業者は、再生可能エネルギー源等の積極的な利用及びその使用量の把握に努めるものとする。特定事業者の内、規則第１号、第２号に該当する特定事業者は、使用電力量における再生可能エネルギー源の利用による電力量の割合及び電気事業者等から調達する電力の排出係数に係る定量的な目標を定めるものとする。

a 目標を定めるにあたり考慮すべき事項

(a) 再生可能エネルギー源を活用した発電設備の導入

(b) 温室効果ガス排出係数のより低い電力の利用

(c) 再エネ指定付き非 FIT 非化石証書やグリーン電力証書の利用

(ｲ) 使用するエネルギーの電化

特定事業者は、エネルギー効率を考慮しつつ、熱エネルギーの電化の取組に努めるも

のとする。

カ　自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項

特定事業者は、その使用する自動車等について、温室効果ガスを排出しない又はその量が相当程度少ない自動車の利用、自動車の適正な運転及び整備、その他の温室効果ガス排出の量の削減のための取組に努めるものとする。特定事業者の内、規則第３号に該当する特定事業者は、事業者が使用する対象自動車の燃費に係る定量的な目標を定めるものとする。

上記の特定事業者は、自動車における排出量の削減に向け、その使用する対象自動車等の状況等に応じた対策を講じるものとする。なお、「ウ(ｴ)温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施」を基に、対策を選定するものとする。

キ　温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項

脱炭素社会の実現には、既存技術の最大限の活用だけでなく、革新的な技術や製品開発等が重要である。特定事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に努めるものとする。また、革新的な技術や製品開発等は、時間を要することから、中長期的な視点を持って取組を計画的に進めるよう努めるものとする。

(ｱ) 脱炭素表明・中長期の温室効果ガス削減目標の設定

特定事業者（市外にも事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）は、脱炭素を目指す表明や中長期での温室効果ガスの削減目標を掲げ、温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置を行うよう努めるものとする。

(ｲ) 脱炭素化に資するイノベーションの取組の推進

特定事業者（市外にも事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）は、脱炭素に資する革新的な技術の開発等を通じて、自らの温室効果ガスの排出の量を削減するとともに、広く他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置を行うよう努めるものとする。

(ｳ) その他の取組

①中長期的な視点での温室効果ガスの排出の量の削減目標

②二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入

③SBT 等イニシアチブへの加盟・賛同

④サプライチェーン全体での削減の取組

⑤川崎 CN ブランドの認定・川崎メカニズム認証制度の認証の取得

ク　地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項（条例第１０条第１項第２号から第６号までに掲げる事項を除く。）

特定事業者は、自らの事業活動における温室効果ガスの排出の量の削減のほか、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等への寄与、地域社会での地域住民等への啓発、市が実施する施策への協力など、地球温暖化対策に資する社会貢献活動その他の地球温暖化対策の推進に努めるものとする。

（５）市内大規模事業所の脱炭素化に向けた取組の推進

基準年度において原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上の事業所（以下「大規模事業所」という。）を市内に設置している特定事業者は、大規模事業所ごとに「(4) 脱炭素化に向けた取組の計画的な推進」を準用し、脱炭素化に向けた取組を計画的に推進するも

のとする。

（６）事業活動脱炭素化取組計画書の作成

ア　計画書の作成単位及び様式

特定事業者は、市内に設置している全ての事業所等に係る計画について取りまとめを行い、事業者ごとに条例第１０条第１項各号及び規則第６条各号に掲げる事項を記載した規則第１号様式及び指針様式第１号による事業活動脱炭素化取組計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。

また、大規模事業所にあっては、その事業所等ごとに、温室効果ガスの排出の量及びエネルギー使用量の削減目標等を指針様式第１号の別紙により作成するものとする。

なお、大規模事業所のうち、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設（以下「発電所等」という。）については、(4)ウ(ｳ)の規定にかかわらず、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む基準排出量、目標排出量（当該特定事業者が設置する電気又は熱の供給系統全体の排出量原単位）及び当該目標を達成するための削減対策を記載するものとする。

計画書は、規則第４６条の規定により、正本１通及びその写し１通を提出するとともに、作成をした規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。（以下、事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書及び事業活動脱炭素化取組結果報告書の提出について同じ。）

イ　計画書に必要な資料

計画書には、次に掲げる資料のうち、評価項目に関するものを添付するものとする。

(ｱ) 基準年度及び比較年度における温室効果ガスの排出の量の算定根拠資料（排出量原単位等の算定を含む。以下同じ。）

(ｲ) 目標排出量及び削減量の算定根拠

(ｳ) エネルギーの使用量及び削減目標の算定根拠資料

(ｴ) 再生可能エネルギー源による電力量割合に関する資料

(ｵ) 対象自動車の燃費目標に関する資料

(ｶ) 各目標を達成するための措置の内容を説明する資料

(ｷ) （４）キ(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)に関する資料

(ｸ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める資料

（７）事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書の作成

ア　届出書の作成単位及び様式

条例第１０条第２項の規定による届出は、事業者ごとに規則第２号様式により作成し、必要な資料を添付するものとする。

イ　計画書内容の変更

計画書の変更については、原則として、変更前後の内容が分かる資料とともに、変更後の内容を反映した規則第１号様式又は指針様式第１号（変更に係る様式面のみ）を添付するものとする。

ウ　事業の廃止、休止、再開

事業を廃止したとき、若しくは事業を休止し、又は休止した事業を再開したときは、次に掲げる事項を記載するものとする。

(ｱ) 廃止若しくは休止又は再開の理由

(ｲ) 廃止若しくは休止又は再開の年月日

事業の廃止又は休止とは、市内における事業の全部を廃止又は休止することをいい、一部を廃止又は休止する場合は含まない。事業の一部を廃止又は休止する場合は、計画内容の変更として扱うものとする。

（８）温室効果ガス排出状況等の把握及び改善等に向けた検討

ア　温室効果ガスの排出の状況等の把握

計画書提出特定事業者は、計画期間における（４）ウ、エ、オ、カに関する状況及び対策の実施状況並びに目標の達成状況について把握するものとする。

イ　削減対策効果の評価及び改善等に向けた検討

アを踏まえて、対策の効果について評価を行うとともに、改善等に向けた検討を行うものとする。

（９）事業活動脱炭素化取組結果報告書の作成

ア　結果報告書の作成単位及び様式

計画書提出特定事業者は、事業者ごとに規則第５号様式及び指針様式第１号による事業活動脱炭素化取組結果報告書（以下「結果報告書」という。）を作成するものとする。結果報告書の作成については、計画書の作成に準ずるものとし、原則として、計画書に対する実施状況を記載するものとする。

また、発電所等については、他人への電気又は熱の供給に係るものを除いた排出量のほか、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む排出量等の値を併せて記載するものとする。

イ　結果報告書における排出係数の取扱い

温室効果ガスの排出の量の算定に用いる排出係数は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第２条第４項第１号の規定による環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数など、毎年の排出係数を反映したものを使用するものとする。

ウ　結果報告書に必要な資料

結果報告書には次に掲げる資料のうち、評価項目に関するものを添付するものとする。

(ｱ) 結果報告書を提出する年度の前年度における温室効果ガスの排出の量等の算定根拠

(ｲ) エネルギーの使用量に関する資料

(ｳ) 再生可能エネルギー源による電力量割合に関する資料

(ｴ) 対象自動車の走行量及び使用した燃料の量

(ｵ) 各目標を達成するために実施した措置の内容を説明する資料

(ｶ) （４）キ(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)に関する資料

(ｷ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める資料

(10) 計画書等の内容の公表

市長は、条例第１２条の規定に基づき計画書及び結果報告書の概要について公表を行う。公表する事項は、規則第１０条の規定に掲げるもののほか、指針様式第１号に係る内容（別紙は除く。）とする。また、市長は必要に応じ公表事項の見直しを行うものとする。このほか、

市長は、特定事業者の脱炭素化の取組の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(11) 計画書等の評価及び評価結果の公表

市長は、条例第１３条第１項から第３項の規定に基づき、計画書に記載する目標及び結果報告書に記載する評価対象年度の実績について、次のアからエにより、評価を行い、条例第１３条第５項に基づき、評価結果の公表を行う。なお、条例第１３条第２項の規定に基づく結果報告書（最終提出年度に提出すべきものを除く）の評価を求める場合は、規則第１１条の規定に基づき、取組結果報告書評価依頼申出書（規則第７号様式）により行うものとする。

ア　評価項目

(ｱ) 事業活動に伴う温室効果ガス排出の量及び当該量の削減に係る事項

特定事業者の評価は、次の①及び②の項目に対して、基礎排出量及び調整後排出量それぞれについて行う。

①特定事業者の計画期間における温室効果ガス排出量削減率（必須項目）

温室効果ガス排出量の基準年度の排出量に対する目標排出量の削減率及び評価を行う年度の排出量の削減率とする。

②特定事業者のこれまでの取組における温室効果ガス排出量削減率（必須項目）

温室効果ガス排出量の比較年度の排出量に対する目標排出量の削減率及び評価を行う年度の排出量の削減率とする。

(ｲ) エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項

規則第４条第１号及び第２号に該当する特定事業者の評価は、次の①の項目について行う。

①エネルギー消費原単位の削減率（必須項目）

基準年度のエネルギー消費原単位に対する目標原単位及び評価を行う年度のエネルギー消費原単位の削減率とする。

規則第４条第４号に該当する特定事業者の評価は、次の②の項目について行う。

②排出原単位の削減率（必須項目）

基準年度の排出原単位に対する目標原単位及び評価を行う年度の排出原単位の削減率とする。

(ｳ) 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項

規則第４条第１号及び第２号に該当する特定事業者の評価は、①、②及び③の項目について行う。

①使用電力の再生可能エネルギー電源比率（必須項目）

特定事業者における使用電力における再生可能エネルギー電源比率目標及び評価を行う年度の使用電力量のうち、自家発電による再生可能エネルギー源の利用により発電された電力量（余剰売電分は除く）、電気事業者から調達する電力のうち再生可能エネルギー源により発電された電力量、グリーン電力証書により調達する電力量及び非ＦＩＴ非化石証書（再エネ指定あり）にて直接調達する電力量を合計した値の割合とする。

②電気事業者等から調達する電力の排出係数（必須項目）

電気事業者から調達する電力の、排出係数の目標及び評価を行う年度の調整後排出係数とする。

③使用エネルギーの電化の取組

特定事業者のエネルギー使用量（非化石エネルギーを除く）のうち、電力使用量の割合とする。

(ｴ) 自動車の利用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項

規則第４条第３号に該当する特定事業者の評価は、①及び②の項目について行う。

①燃費（必須項目）

特定事業者の使用する対象自動車の燃費の目標及び評価を行う年度の状況とする。

②乗用車の電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合

特定事業者が使用する対象自動車のうち乗用車における、電気自動車及び燃料電池自動車の乗用車の割合とする。

(ｵ) 温室効果ガス排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項

特定事業者の評価は、2050 年までの脱炭素社会の実現に向けた中長期の取組に関して、次の項目について行う。なお、計画書については、計画段階であって計画書の計画期間に取り組む予定のものであれば記載することができる。

①脱炭素表明・中長期の温室効果ガス削減目標の設定（必須項目）

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）における脱炭素宣言の表明及びその達成に向けた中長期的な削減目標を定めた計画の内容とする。

②脱炭素化に資するイノベーションの取組

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者にあっては、市域外の事業所等を含むことができる）の計画期間における脱炭素に資する革新的な技術の開発等の取組とする。

③中長期的な視点での温室効果ガスの排出量の削減率

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）の、①で掲げる削減計画における目標、あるいはその属する業界団体が設定している削減目標に対する温室効果ガス排出量の削減率とする。ただし、削減目標の時期が明示されており、達成状況が確認できる場合のみ評価するものとする。

④二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）の計画期間における二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入状況とする。

⑤SBT 等イニシアチブへの加盟・賛同

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）の SBT や RE100 などのイニシアチブの加盟や賛同状況とする。

⑥サプライチェーン全体での削減の取組

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を　　含むことができる）のサプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減の取組とする。

⑦川崎 CN ブランドの認定の取得

特定事業者における川崎 CN ブランドの認定の取得状況とする。

⑧川崎メカニズム認証制度の認証の取得

特定事業者における川崎メカニズム認証制度の認証の取得状況とする。

なお、条例第１０条第３項に掲げる中小規模事業者用脱炭素化取組計画書及び条例第１１条に基づく中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書においては、次の取組についても評価する。

⑨川崎市脱炭素行動宣言の認証

⑩かわさき SDGs ゴールドパートナーの認証（環境に関する分野）

イ　評価基準及び評価方法

条例第１３条に基づき市長が行う評価については、上記（11）ア　評価項目ごとに、別表第７－１から別表第１１－１１に掲げる水準及び配点に基づき、次の表のとおり評価を行う。

表　評価項目及び必須項目の満点

評価項目	必須項目の満点
事業活動に伴う温室効果ガス排出の量及び当該量の削減に係る事項	各５点
エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項	５点
再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項	１０点
自動車の利用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項	５点
温室効果ガス排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項	１０点

表　水準とその条件

水準	条件
A水準	評価結果の点数が評価項目における必須項目の満点中９０％以上
B水準	評価結果の点数が評価項目における必須項目の満点中５０％以上
C水準	評価結果の点数が評価項目における必須項目の満点中４９％以下

上記アにおいて、必須項目以外の項目がある場合は、その得点を加算した上、「表　水準と条件」に基づき評価を行うものとする。

なお、評価については、専門的知見を有する者の意見を聴いた上で、取りまとめるものとする。

ウ　評価結果の通知

条例第１３条第４項の規定に基づき、上記ア及びイにより実施した特定事業者の評価結果について、当該事業者へ通知する。

エ　評価結果の公表

条例第１３条第５項の規定に基づく公表は、評価項目ごと及び事業者ごとに評価結果を

取りまとめ、公表するものとする。なお、規則第１３条第５項に規定する天災その他やむを得ない場合とは、天災その他の不可抗力による場合及び評価を行う上で基礎となる事項について国等において見直し等に向けた議論が進められている場合とする。また経過措置として、Ｃ水準の公表については、２計画期間連続でＣ水準とならない場合は公表しないものとする。

公表の期間は、規則第１４条の規定のとおり、計画書の評価については、当該評価を公表した日から計画書の計画期間が終了する日の属する年度の翌年度の末日まで、結果報告書の評価については、当該評価を公表した日から結果報告書の計画期間が終了した日から起算して４年を経過する日の属する年度の末日までとする。

条例第１３条第６項の規定に基づき、特定事業者に対し、評価結果通知書の内容について、公表の前に意見を述べる機会を与えるものとする。当該意見の内容は、専門的知識を有する者の意見を聴いた上で、対応を行うものとする。公表は、インターネット及び必要に応じてその他の手段で行うものとする。

４　中小規模事業者に係る脱炭素化に向けた取組

（１）中小規模事業者用脱炭素化取組計画書等の任意提出

ア　中小規模事業者用脱炭素化取組計画書

中小規模事業者は、条例第１０条第３項の規定により、条例第１０条第１項第１号、第２号及び第４号並びに規則第４条第２号から第４号及び第６号から第１０号に掲げる事項を記載した規則第３号様式及び指針様式第２号による中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を作成し、市長に提出することができる。なお、条例第１０条第１項第３号、第５号及び第６号に掲げる事項についても、記載の上で提出することができる。

中小規模事業者用脱炭素化取組計画書は、規則第４６条の規定により、正本１通及びその写し１通を提出するとともに、作成した規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。（以下、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の提出について同じ。）

イ　中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書

条例第１０条第４項の規定による届出は、規則第４号様式により作成し、必要な資料を添付するものとする。

ウ　中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書

条例第１１条第１項の規定による届出は、規則第６号様式及び指針様式第２号により作成するものとする。脱炭素化に向けた取組については、原則として「３　特定事業者に係る脱炭素化に向けた取組」を準用する。

（２）計画書等の内容の公表、評価及び評価結果の公表

ア　市長は、条例第１２条に基づき、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の概要の公表を行う。公表する事項は、規則第１０条の規定に掲げるもののほか、指針様式第２号に係る内容とする。なお、指針様式第２号の別紙については、記載のあった場合は公表するものとする。

イ　市長は、条例第１３条第１項から第３項の規定に基づき、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に記載する目標及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書に記載する評価対

象年度の実績について、評価を行う。評価は次の項目において実施するものとし、その他の項目は記載のあった場合のみ評価する。評価結果について、条例第１３条第５項に基づき公表する。なお、公表については、３（11）エに準じて行う。

(ｱ) 温室効果ガス排出の量の削減に係る事項（ただし、３（11）ア(ｱ)①のみ）

(ｲ) 再生可能エネルギー源の利用及び電化に係る事項

（３）事業者間の協力等

中小規模事業者から温室効果ガスの排出の量の把握及び地球温暖化対策の推進のための連携又は協力を求められた事業者は、当該中小規模事業者の地球温暖化対策の推進について、連携又は協力を行うよう努めるものとする。

（４）省エネルギー診断等の活用

中小規模事業者は、「２　事業活動に係る脱炭素化に向けた取組」に規定するものに加え、国や自治体等が行う省エネルギー診断等を活用するなどして、温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

（５）中小規模事業者に対する支援

市は、条例第１６条の規定に基づき、中小規模事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等を推進するため、中小規模事業者に対し、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の提出を促進するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

５　雑則

（１）計画書提出事業者に対する支援

市長は、条例第１４条第１項の規定に基づき、計画書提出事業者に対し、その提出した計画書の内容及び当該計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項及び計画書等の適正な作成等に係る事項について、この指針に基づき、必要な指導及び助言を行う。

また、条例第１４条第２項の規定に基づき、条例第１３条の規定による評価の結果に応じた情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（２）立入調査等

市長は、条例第４１条第１項の規定に基づき、必要に応じ、計画書及び結果報告書の内容、計画に基づく措置の実施状況の確認等のため、必要な報告又は資料を求めるとともに、その職員に事業所等に立入調査をさせることができる。

（３）勧告・公表

市長は、条例第４２条の規定に基づき、次に掲げる場合、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、条例第４３条の規定に基づき、正当な理由なく当該勧告に従わないときには、当該勧告を受けた事業者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

ア　特定事業者が計画書の提出等を行わなかった場合若しくは虚偽の提出をした場合、又は立入調査等に応じなかった場合

イ　中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した事業者が当該計画書等について虚偽の提出をした場合、又は立入調査等に応じなかった場合

別表第１　産業部門における基本対策

分類						対策の内容
大分類		中分類		小分類		
01	一般管理事項	01	管理体制の構築	01	推進体制の整備	(1) 指針に基づき、推進体制を整備すること。 (2) 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置を行うとともに役割分担及び責任の所在を明確にすること。また、経営者による基本方針及び対策目標の明示が行われていること。 (3) (2)の基本方針及び対策目標に基づき、各担当部署での具体的な削減対策を立案し、それらを検討できる組織横断的な委員会等を設置すること。 (4) 削減対策の実施に必要な人材及び予算の確保及び管理を行うこと。 (5) 削減対策の適切な進行管理（PDCA サイクル）を行うための推進体制を整備すること。 (6) 温室効果ガスの排出の量の削減等の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底を行うため、研修等の教育体制を整備すること。
		02	維持管理全般	01	主要設備等の保全管理	(1) 設備等の現状に係る空調系統図、空調制御図、熱搬送系統図、圧縮空気配管図、単線結線図等を整備すること。また、主要設備に係る機器管理台帳（設備・機器名称、定格容量、台数、製造年、型番等）等を整備し、エネルギー等の使用設備の概要を示すこと。 (2) 温室効果ガスの排出の量の削減を目的とした主要設備等に係る運転管理、計測・記録、保守・点検についての自主マニュアル（以下「管理標準」という。）を作成すること。 (3) 主要設備等の管理標準を定期的に見直し、改善を図ること。 (4) 技術的かつ経済的に可能な範囲で事業所全体だけでなく設備単位（個別設備ごとに分離することができない場合にあっては設備群単位とする。)によるきめ細かいエネルギー管理等を徹底すること。 (5) 各種設備・機器の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を定期的（日常、月次、年次）に行うこと。 (6) 各種設備・機器の維持管理等に関する点検、検査措置の記録を作成し、一定期間保存すること。
				02	エネルギー使用量等の把握、計測、記録等の管理	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出の量と密接に関係を持つ数量の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出の量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
				03	生産設備のエネルギー管理	(1) 正味稼働時間及び稼働率の管理を行い、必要に応じ見直すこと。 (2) 生産工程の操業状況に応じたエネルギーの使用状況の管理及び分析をし、操業条件の変更、定常負荷の低減等の生産工程の改善について検討を行うこと。
		03	電力管理	01	脱炭素電力や低炭素電力の積極的利用	(1) 使用する電気については、再生可能エネルギー源等により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用すること。
02	ボイラー、工業炉、蒸気系統、熱交換器等	01	化石燃料及び非化石燃料の燃焼の合理化	01	空気比の管理	(1) 燃料の燃焼を行う設備（以下「燃焼設備」という。）の空気比は、最良の燃焼効率が得られるように、適切に設定し、管理を行うこと。
				02	燃焼設備の効率管理	(1) 複数の燃焼設備を使用するときは、燃焼設備全体としての熱効率（投入熱量のうち対象物の付加価値を高めるために使われた熱量の割合をいう。以下同じ。）を高く管理するように、それぞれの燃焼設備の燃焼負荷を調整すること。 (2) 燃料を燃焼する場合には、燃焼効率を高くするため、燃料の粒度、水分、粘度等の性状に応じて、燃焼効率が高くなるよう運転管理を行うこと。
				03	燃焼設備の保全管理	(1) 燃焼設備は、良好な状態を維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) バーナーについては、良好な燃焼状態を維持するため、定期的にバーナーノズルの点検、清掃及び整備を行うこと。
		02	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	熱媒体の温度、圧力及び量の管理	(1) 蒸気等の熱媒体を用いる加熱設備、冷却設備、乾燥設備、熱交換器等は、加熱及び冷却並びに伝熱（以下「加熱等」という。）に必要とされる熱媒体の温度、圧力及び量並びに供給される熱媒体の温度、圧力及び量について適正な値を設定し、熱媒体による熱量の過剰な供給をなくすこと。
				02	工業炉の効率管理	(1) 加熱、熱処理等を行う工業炉は、設備の構造、被加熱物の特性、加熱、熱処理等の前後の工程等に応じて、熱効率を向上させるよう管理し、ヒートパターン（被加熱物の温度の時間の経過に対応した変化の態様をいう。以下同じ。）を改善すること。

				03	加熱等を行う設備の負荷管理	(1) 加熱等を行う設備は、被加熱物又は被冷却物の量及び炉内配置を適正なものとし、かつ、操業状況の変化等に応じてこれらを見直すことにより、過大負荷及び過小負荷を避けること。
				04	加熱等を行う設備の効率管理	(1) 複数の加熱等を行う設備を使用するときは、設備全体としての熱効率を高くするようそれぞれの設備の負荷を調整・管理すること。
				05	加熱等の工程管理	(1) 加熱を反復して行う工程においては、工程間の待ち時間を短縮するよう管理すること。 (2) 加熱等を行う設備で断続的な運転ができるものについては、運転を集約化すること。
				06	ボイラーの負荷管理及び効率管理	(1) ボイラーの負荷を平準化し、急激な負荷変動を低減するため、供給側と使用側とが蒸気の圧力及び量等の連携等をとること。 (2) 台数制御は、各ボイラーの効率、特性及び蒸気需要側の利用パターンを把握し、ボイラー全体としての熱効率を高く維持すること。 (3) ボイラー給水及びボイラー水の水質管理により、伝熱管へのスケール付着及びスラッジ等の沈殿防止や過剰ブロー量による熱損失を低減させること。
				07	蒸気供給の管理	(1) 蒸気を用いて加熱等を行う設備については、加熱設備内部及び蒸気管での放熱を防止するため、不要時に蒸気供給バルブを閉止すること。
				08	蒸気乾き度の管理	(1) 加熱等を行う設備で用いる蒸気については、適切な乾き度を維持すること。
				09	その他の管理	(1) その他加熱等の管理は、被加熱物及び被冷却物の温度、加熱等に用いられる蒸気等の熱媒体の温度、圧力及び流量その他加熱等に係る事項について適切な管理を行うこと。
				10	加熱等を行う設備の保全管理	(1) ボイラー、工業炉、熱交換器等の伝熱面その他の伝熱に係る部分については、伝熱性能の低下を防止するため、定期的に保守及び点検を行い、ばいじん、スケールその他の付着物を除去すること。
		03	放射、伝熱等による熱の損失の防止	01	熱利用設備に係る断熱の保全管理	(1) 熱媒体及びプロセス流体の輸送を行う配管その他の設備並びに加熱等を行う設備（以下「熱利用設備」という。）は、保温性能を良好な状態に維持するため、断熱工事等の熱の損失の防止のために講じた措置について、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 熱利用設備の断熱化の工事は、日本産業規格 A9501 保温保冷工事施工標準及びこれに準ずる規格に規定することにより行うこと。
				02	スチームトラップの保全管理	(1) スチームトラップは、その作動の不良等による蒸気の漏えい及びトラップの詰まりを防止するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
				03	熱媒体等の漏えいに係る保全管理	(1) 熱利用設備は、開口部等からの熱媒体の漏えい及び空気の流出入による熱の損失を防止するため、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 蒸気配管は、フランジ部、バルブのグランド部等からの蒸気の漏えいを防止するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
		04	廃熱の回収利用・融通	01	排ガスの廃熱回収の管理	(1) 排ガスの廃熱の回収利用は、排ガスを排出する設備等に応じ、排ガスの温度又は廃熱回収率について適切に管理を行うこと。なお、排ガス温度は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準に定める基準排ｓガス温度未満となるように設定を行い、廃熱回収率を高めること。 (2) 廃熱等は、原材料の予熱等その他温度、設備の使用条件等に応じた的確な利用に努めること。
				02	蒸気ドレンの廃熱回収の管理	(1) 蒸気ドレンの廃熱の回収利用は、廃熱の温度、量及び性状の範囲を把握し、可能な限り廃熱の回収及び利用を行うこと。 (2) 廃熱は、原材料の予熱等その他温度、設備の使用条件等に応じた的確な利用に努めること。
				03	排ガス及び蒸気ドレン以外の廃熱等回収の管理	(1) 加熱された固体または流体が有する顕熱、潜熱、圧力、可燃性成分等は、廃熱等の回収を行う範囲を把握し、可能な限り廃熱等の回収利用を行うこと。 (2) 廃熱は、原材料の予熱等その他温度、設備の使用条件等に応じた的確な利用に努めること。
				04	廃熱回収設備の保全管理	(1) 廃熱の回収利用のための設備（廃熱の回収利用のための熱交換器、廃熱ボイラー等をいう。）は、廃熱回収及び廃熱利用の効率を維持するため、定期的に保守及び点検を行い、伝熱面等の汚れを除去し、又は熱媒体の漏えい部分の補修等を行うこと。
03	空気調和設備、換気設備	01	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	空気調和の全般管理	(1) 製品製造、貯蔵等に必要な環境の維持、作業員のための作業環境の維持を行うための空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、負荷の低減及び使用状況等に応じた設備の運転時間、温度、換気回数、湿度等を適切に設定して行うこと。

				02	事務所等の空気調和の管理	(1) 工場内にある事務所等の空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等を適切に設定して行うこと。 (2) 冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案し設定すること。 (3) 季節に応じて外気導入量を適切に調整し、管理すること。
				03	クリーンルームの空気調和管理	(1) クリーンルームにおいては、環境条件の許容範囲内で可能な場合には夜間、休日等の非操業時間における空調ファンの低風量運転等により、動力の低減を行うこと。
				04	空気調和設備の効率管理	(1) 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。 (2) 空気調和設備の熱源設備が複数の同機種の熱源機で構成され、又は使用するエネルギーの種類の異なる複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により、熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。 (3) 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により、熱搬送設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。 (4) 空気調和機設備が同一区画において複数の同機種の空気調和機で構成され、又は種類の異なる複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により空気調和機設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。
				05	空気調和設備の保全管理	(1) 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材の維持、フィルターの目詰まり、熱交換器及び凝縮器に付着したスケール並びにコイルフィンに付着したごみの除去等、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。 (2) 空気調和設備の自動制御装置は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
				06	冷凍機の効率管理	(1) 効率の維持向上のため、運転中の成績係数（COP）を適宜算出すること。 (2) 冷凍機の冷水出口温度、冷却水入口温度を適正な値に管理すること。
				07	冷却水の管理	(1) 冷却水はスケール、スライム付着等による冷却塔、熱交換器等の効率の低下を防止するため、水質基準を設定し、定期的な水質検査を実施する等により、適正な水質管理を行うこと。
				08	換気設備の運転管理	(1) 換気設備は、換気用動力を低減するように、換気量、換気回数等を適正な値とすること。 (2) 機械室、電気室等において、一定温度以下であれば換気をしなくても良い場合にあっては、季節に応じて適切に換気を停止すること。
				09	換気設備の保全管理	(1) 換気設備は、圧力損失による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を行うこと。
04	発電専用設備、コージェネレーション設備、蒸気駆動の動力設備	01	熱の動力等への変換の合理化	01	発電専用設備の効率管理	(1) 発電専用設備にあっては、高効率の運転を維持できるよう管理を行うこと。また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理し、総合的な効率の向上を図ること。 (2) 火力発電所の運用に当たっては蒸気タービンの部分負荷における減圧運転が可能な場合には、適切な設定を行い最適化を行うこと。
				02	発電専用設備の保全管理	(1) 発電専用設備は、総合的な効率の高い状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
				03	コージェネレーション設備の効率管理	(1) コージェネレーション設備に使用されるボイラー、ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の運転の管理は、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう、負荷の増減に応じた総合的な効率を高めるものとすること。また、複数のコージェネレーション設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理を行い、総合的な効率の向上を図ること。 (2) 抽気タービン又は背圧タービンをコージェネレーション設備に使用するときは、抽気タービンの抽気圧力又は背圧タービンの背圧の許容される最低値について、適切な設定を行い管理を行うこと。
				04	コージェネレーション設備の保全管理	(1) コージェネレーション設備は、総合的な効率を高い状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。

				05	蒸気駆動の動力設備の効率管理	(1) 蒸気駆動の動力設備は、高効率の運転を維持できるよう管理を行うこと。また、電動力応用設備との並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減と蒸気量に応じて適切な配分がなされるよう管理し、総合的な効率の向上を図ること。
				06	蒸気駆動の動力設備の保全管理	(1)蒸気駆動の動力設備は、総合的な効率を高い状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
05	受変電設備、配電設備	01	抵抗等による電気の損失の防止	01	変圧器等の適正管理	(1) 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。 (2) 不使用な状態が長期に及ぶ変圧器は、停止させることにより無負荷損を防止すること。 (3) 二次側電圧が同じ変圧器が複数ある場合にあって、その負荷を他の変圧器に移行できるときは、変圧器損失を低減させるため、軽負荷変圧器を停止させること。
				02	受電端力率の管理	(1) 受電端における力率は、95 パーセント以上を維持し、100 パーセントとすることを目標として、進相コンデンサを運用すること。 (2) 進相コンデンサは、これを設置する設備の稼働又は停止に合わせて稼働又は停止させるように適正な運転を行うこと。
				03	単相負荷の管理	(1) 三相電源に単相負荷を接続させるときは、電圧及び相電流の不平衡を防止すること。
				04	負荷率の管理	(1) 電気を使用する設備（以下「電気使用設備」という。）の稼働について調整することにより、工場等における電気の使用を平準化して最大電流を低減すること。
				05	受変電設備及び配電設備の保全管理	(1) 受変電設備及び配電設備は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
				06	その他の電気使用設備に係る管理	(1) その他の電気使用設備への電気の供給の管理は、電気使用設備の種類、稼働状況及び容量に応じて、受変電設備及び配電設備の電気の損失を低減するために必要な措置を講ずること。 (2) 設備の運転方法の変更、更新等の機会に契約電力の見直しを行うこと。
06	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	ポンプの運転管理	(1) ポンプは、生産工程等から要求される使用端圧力及び流量を把握して、負荷に応じた適正な流量及び圧力による運転を行うこと。 (2) ポンプは、生産工程等の操業状況を把握して、運転時間の低減、空転の防止等を行うこと。 (3) 台数制御、回転数制御等を用いたシステムを採用している場合にあっては、電動機の負荷を低減するため、負荷の変動に応じて最適な稼働状態になるよう送出量及び圧力を適正に調整すること。
				02	ファン及びブロワーの運転管理	(1) ファン及びブロワーは、生産工程等から要求される使用端圧力及び流量を把握して、負荷に応じた適正な流量及び圧力による運転を行うこと。 (2) ファン及びブロワーは、生産工程等の操業状況を把握して、運転時間の低減、空転の防止等を行うこと。 (3) 台数制御、回転数制御等を用いたシステムを採用している場合にあっては、電動機の負荷を低減するため、負荷の変動に応じて最適な稼働状態になるよう送出量及び圧力を適正に調整すること。
				03	コンプレッサーの運転管理	(1) コンプレッサーは、生産工程等から要求される使用端圧力及び流量を把握して、負荷に応じた適正な流量及び圧力による運転を行うこと。 (2) コンプレッサーは、生産工程等の操業状況を把握して、運転時間の低減、空転の防止等を行うこと。 (3) 台数制御、回転数制御等を用いたシステムを採用している場合にあっては、電動機の負荷を低減するため、負荷の変動に応じて最適な稼働状態になるよう送出量及び圧力を適正に調整すること。
				04	コンプレッサーの吸気管理	(1) コンプレッサーは、フィルターの目詰まり又は吸入空気温度の上昇により効率が低下するため、清浄な冷気を吸入すること。
				05	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の保全管理	(1) ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の流体機械は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管やダクト等の抵抗を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
07	電動力応用設備、電気加熱設備等	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	電動力応用設備の無負荷管理	(1) 電動力応用設備は、電動機の空転による電気の損失を低減するため、始動電力量との関係を勘案して適切に運転し、不要時の停止を行うこと。

				02	電動機の運転管理	(1) 複数の電動機を使用するときは、それぞれの電動機の部分負荷における効率を考慮して、電動機全体の効率が高くなるように、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。
				03	誘導炉等の装てん方法等管理	(1) 誘導炉、アーク炉、抵抗炉の電気加熱設備は、被加熱物の装てん方法の改善、無負荷稼動による電気損失の低減、断熱及び廃熱回収利用（排気のある設備に限る。）等を行うことにより、その熱効率を向上させること。
				04	誘導炉等の効率管理	(1) 誘導炉、アーク炉及び抵抗炉は、設備の構造、被加熱物の特性、加熱、熱処理等の前後の工程等に応じたヒートパターンとすることで熱効率の向上を図ること。
				05	電解設備の電解効率管理	(1) 電解設備は、適当な形状及び特性の電極を採用し、電極間距離、電解液の濃度等を適正な値とし、導体の接触抵抗等を低減することにより、電解効率を向上させること。
				06	電動力応用設備の保全管理	(1) 電動力応用設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
				07	電気加熱設備及び電解設備の保全管理	(1) 電気加熱設備及び電解設備は、配線の接続部分、開閉器の接触部分等における抵抗損失を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
				08	誘導炉等の断熱に係る保全管理	(1) 誘導炉、アーク炉及び抵抗炉は、断熱性能を良好な状態に維持するため、断熱工事等の熱の損失の防止のために講じた措置について、定期的に保守及び点検を行うこと。
				09	その他の電気の使用に係る管理	(1) その他の電気の使用に係る管理は、電動力応用設備、電気加熱設備等の電気使用設備ごとに、その電気の損失を低減するため適切に管理を行うこと。
08	照明設備	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	照明設備の運用管理	(1) 照明設備は、日本産業規格Ｚ9110(照明基準総則)又はＺ9125(屋内作業場の照明基準)及びこれに準ずる規格に規定するところにより適正な照度レベルとすること。 (2) 照明の点灯を施す区画を限定するほか、適宜調光による減光又は消灯を行うことにより、過剰又は不要な点灯をなくすこと。 (3) ランプ交換が可能な既設照明器具は、ランプの交換時期に合わせ、LED ランプ等の節電型ランプに交換すること。 (4) 昼光を使用することができる場所においては、積極的に利用すること。
				02	照明設備の保全管理	(1) 照明設備は、適正な照度を維持するため、照明器具及び光源の清掃、光源の交換等、定期的に保守及び点検を行うこと。
09	昇降機	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	昇降機の運転管理	(1) 昇降機は、稼働台数制御ができる場合には、利用状況に応じて、適宜、稼働台数制御を行うこと。
				02	昇降機の保全管理	(1) 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
10	給湯設備	01	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	給湯設備の効率管理	(1) 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項について適切な値で運転すること。 (2) 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。 (3) 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。
				02	給湯設備の保全管理	(1) 給湯設備は、伝熱性能の低下を防止し、良好な状態を維持するため、熱交換器に付着したスケールの除去等、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 給湯設備の自動制御装置は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
11	事務用機器	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	事務用機器の管理	(1) 事務用機器は、不要時において適宜電源を切るとともに低電力モードの設定を行うこと。
				02	事務用機器の保全管理	(1) 事務用機器は、必要に応じ定期的に保守及び点検を行うこと。
12	建物等	01	その他の措置	01	断熱性、再生可能エネルギー源の利用等	(1) 断熱及び日射遮へいのために、ブラインド、カーテン等を積極的に利用すること。 (2) 燃料電池、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電等の設備について、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。

別表第２　産業部門における目標対策

分類						対策の内容
大分類		中分類		小分類		
01	一般管理事項	01	管理体制の構築	01	外部機関の利用等	(1) ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムや、ISO50001 などのエネルギーマネジメントシステムを確立し、第三者機関による点検・検査が実施されること。 (2) 自組織で地球温暖化対策の立案が困難な場合は、外部の専門家による省エネルギー診断等を行い、対策の立案が実施されていること。
		02	設備等の管理	01	新設、更新等における措置	(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 149 条第１項により定められたエネルギー消費機器に該当するものを新設等する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。
		03	エネルギーの管理	01	システムの導入等	(1) 燃焼設備、熱利用設備、排熱回収設備、コージェネレーション設備、電気使用設備、空気調和設備、換気設備、給湯設備等について統合的な省エネルギー制御を実施するために工場エネルギー管理システム（以下「ＦＥＭＳ」という。）の採用を考慮すること。 (2) AI、IOT を活用した生産設備等のエネルギー管理の導入を検討すること。
		04	連携省エネルギーの取組	01	余剰エネルギー等の有効利用	(1)工場等で発生する余剰エネルギー等に関しては、他事業者との連携による有効利用の取組について検討すること。
02	ボイラー、工業炉、蒸気系統、熱交換器等	01	化石燃料及び非化石燃料の燃焼の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) バーナー等の燃焼機器は、燃焼設備及び燃料の種類に適合し、かつ、負荷及び燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量及び空気比を調整できるものとすること。 (3) 通風装置は、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できるものとすること。 (4)バーナーの新設・更新にあたり、リジェネレイティブバーナー等の熱交換器と一体となったバーナーを採用することにより熱効率の向上が可能な場合には、これらの採用を検討すること。
		02	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 熱交換に係る部分には、熱伝導率の高い材料を用いること。 (2) 熱交換器の配列の適正化により総合的な熱効率を向上させること。
		03	放射、伝熱等による熱の損失の防止	01	新設、更新等における措置	(1) 熱利用設備は、断熱材の厚さの増加、熱伝導率の低い断熱材の利用、断熱の二重化等断熱性を向上させること。また、耐火断熱材を使用する場合は、十分な耐火断熱性能を有する耐火断熱材を使用すること。 (2) 熱利用設備は、熱利用設備の開口部については、開口部の縮小又は密閉、二重扉の取付け、内部からの空気流等による遮断等により、放散及び空気の流出入による熱の損失を防止すること。 (3) 熱利用設備は、熱媒体を輸送する配管の経路の合理化、熱源設備の分散化等により、放熱面積を低減すること。
		04	廃熱の回収利用・融通	01	新設、更新等における措置	(1) 廃熱を排出する設備から廃熱回収設備に廃熱を輸送する煙道、管等を新設する場合には、空気の侵入の防止、断熱の強化その他の廃熱の温度を高く維持するための措置を講ずること。 (2) 廃熱回収設備は、廃熱回収率を高めるように伝熱面の性状及び形状の改善、伝熱面積の増加等の措置を講ずること。また、蓄熱設備やヒートポンプ等の採用等により、排熱利用が可能となる場合にはこれらを採用すること。
03	空気調和設備、換気設備	01	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) 可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとすること。 (3) ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。 (4) 熱搬送設備の風道、配管等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備とすること。 (5) 負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮すること。 (6) 空気調和機設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変風量システム及び変流量システムを採用すること。 (7) 夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減するために、全熱交換器の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気冷房制御の採用を考慮すること。その際、加湿を行う場合に

						は、冷房負荷を軽減するため、水加湿方式の採用を考慮すること。 (8) 熱を発生する生産設備等が設置されている場合は、ダクトの使用や熱媒体を還流させるなどにより空気調和区画外に直接熱を排出し、空気調和の負荷を増大させないようにすること。 (9) 作業場全域の空気調和を行うことが不要な場合は、作業者の近傍のみに局所空気調和を行う、あるいは放射暖房などにより空気調和に要する負荷を低減すること。また、空気調和を行う容積等を極小化すること。 (10) 建屋に隙間が多い場合や開口部がある場合には、可能な限り閉鎖し空気調和に要する負荷を低減すること。 (11) エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。 (12) 空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な計量器、センサー等を設置するとともに、ＦＥＭＳ等の採用により、適切な空気調和の制御、運転分析ができるものとすること。
04	発電専用設備、コージェネレーション設備、蒸気駆動の動力設備	01	熱の動力等への変換の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 発電専用設備は、電力の需要実績と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものとすること。 (2) 発電専用設備は、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものとすること。 (3) コージェネレーション設備は、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して廃熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のコージェネレーション設備の設置を行うこと。 (4) 蒸気を減圧して使用している場合や余剰蒸気を回収する場合には、蒸気を動力源とするポンプやコンプレッサー等への利用を図ること。 (5)蒸気駆動の動力設備については、蒸気の使用状態を把握するとともに、電動力応用設備と比較検討して採用すること。
05	受変電設備、配電設備	01	抵抗等による電気の損失の防止	01	新設、更新等における措置	(1) 受変電設備及び配電設備は、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。
06	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) ポンプ、ファンについては負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変風量システム及び変流量システムを採用すること。 (2)エアーコンプレッサーの設置にあたり、小型化し、分散配置することによりエネルギーの使用の合理化が図れる場合には、その方法を採用すること。また、圧力の低いエアーの用途には、減圧弁等による減圧はせず、低圧用のブロワー又はファンを利用すること。
07	電動力応用設備、電気加熱設備等	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) 電動力応用設備であって常時負荷変動の大きい状態で使用することが想定されるような設備は、負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とすること。 (3) 特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機（籠型三相誘導電動機に限る。）又は当該機器が組み込まれた動力設備を新設する場合には、日本産業規格 C4212(高効率低圧三相かご型誘導電動機)に規定する効率値以上の効率のものの採用を考慮すること。
08	照明設備	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 必要な照度に応じた設備を選定すること。 (2) LED ランプ等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備の導入を行うこと。 (3) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。 (4) 照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。 (5) 窓側等の昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。 (6) 照明の点灯区画の限定、照明器具の適切な間隔配置を考慮すること。 (7) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置（タイマー）の利用又は保安設備との連動等の実施を考慮すること。 (8) 照明設備に関しては、昼光を利用することができる場合には、減光が可能な照明器具の選択や照明自動制御装置の採用を検討すること。また、照明設備を施した当初や光源を交換した直後の高い照度を適正に補正し省電力を図ることができる設備の採用を検討すること。
09	給湯設備	01	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 給湯設備は、給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとすること。 (2) 給湯設備は、使用量の少ない給湯箇所は局所式にする等の措置を講じること。 (3) 給湯設備は、ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること。
10	建物等	01	その他の措置	01	新設、更新等に	(1) 二重窓、複層ガラス、遮光フィルム等を採用し、断熱強化を図るこ

					における措置	と。 (2) 燃料電池、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電等の積極的な導入を行うこと。 (3) 電気自動車充給電設備、蓄電池の積極的な導入を行うこと。
11	HFC、PFC、SF6を排出する設備	01	生産、使用時等の措置	01	新設、更新等における措置	(1) 生産、製造、使用時における漏えい量の削減のため、漏洩防止設備等の導入を行うこと。 (2) 生産、製造、使用時における副生品の回収のため、ガス回収装置等の導入を行うこと。
				02	使用量の削減措置	(1) 代替物質の利用、使用原単位の低減を図り、使用量の削減を図ること。

別表第３　業務部門における基本対策

分類						対策の内容
大分類		中分類		小分類		
21	一般管理事項	01	管理体制の構築	01	推進体制の整備	(1) 指針に基づき、推進体制を整備すること。 (2) 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置を行うとともに役割分担及び責任の所在を明確にすること。また、経営者による基本方針及び対策目標の明示が行われていること。 (3) (2)の基本方針及び対策目標に基づき、各担当部署での具体的な削減対策を立案し、それらを検討できる組織横断的な委員会等を設置すること。 (4) 削減対策の実施に必要な人材及び予算の確保及び管理を行うこと。 (5) 削減対策の適切な進行管理（PDCA サイクル）を行うための推進体制を整備すること。 (6) 温室効果ガスの排出の量の削減等の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底させるため、研修等の教育体制を整備すること。
		02	維持管理全般	01	主要設備等の保全管理	(1) 設備等の現状に係る空調系統図、空調制御図、熱搬送系統図、圧縮空気配管図、単線結線図等を整備すること。また、主要設備に係る機器管理台帳（設備・機器名称、定格容量、台数、製造年、型番等）等を整備し、エネルギー等の使用設備の概要を示すこと。 (2) 温室効果ガスの排出の量の削減を目的とした主要設備等に係る運転管理、計測・記録、保守・点検についての自主マニュアル（以下「管理標準」という。）を作成すること。 (3) 主要設備等の管理標準を定期的に見直し、改善を図ること。 (4) 技術的かつ経済的に可能な範囲で事業所全体だけでなく設備単位（個別設備ごとに分離することができない場合にあっては設備群単位とする。）によるきめ細かいエネルギー管理等を徹底すること。 (5) 各種設備・機器の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を定期的（日常、月次、年次）に行うこと。 (6) 各種設備・機器の維持管理等に関する点検、検査措置の記録を作成し、一定期間保存すること。
				02	エネルギー使用量等の把握、計測、記録等の管理	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出の量と密接に関係をもつ数量の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出の量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。
		03	電力管理	01	脱炭素電力や低炭素電力の積極的利用	(1) 使用する電気については、再生可能エネルギー源等により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用すること。
22	空気調和設備、換気設備	01	空気調和設備の運転管理	01	空気調和の管理	(1) 空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等を適切に設定して行うこと。 (2) 冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案し設定すること。 (3) 温度、湿度その他の空気の状態等の個別の室内条件をきめ細かく把握し、各室ごとに運転時間の見直しを行い、使用頻度の低い部屋の空調停止、空気調和を施す区画の細分化（部分運転）等により空調負荷の軽減を図ること。 (4) 室内の冷暖房時における温度分布等の空気分布を把握し、その状況に応じた運転をするとともに、夏季又は冬季における外気導入量の制御、中間期（春季・秋季）における全熱交換器の運転停止、建物の予熱又は予冷時の外気導入停止等の対策により空調負荷の軽減を図ること。

				02	空気調和設備の効率管理	(1) 空気調和設備の熱源設備において燃焼を行う設備（吸収式冷凍機、冷温水発生器等）の管理は、適切な空気比を設定して行うこと。 (2) 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。 (3) 空気調和設備の熱源設備が複数の同機種の熱源機で構成され、又は使用するエネルギーの種類の異なる複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により、熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。 (4) 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により、熱搬送設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。
						(5) 空気調和機設備が同一区画において複数の同機種の空気調和機で構成され、又は種類の異なる複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により空気調和機設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。
				03	空気調和設備の保全管理	(1) 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材の維持、フィルターの目詰まり、熱交換器及び凝縮器に付着したスケール並びにコイルフィンに付着したごみの除去等、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。 (2) 空気調和設備の自動制御装置は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
		02	換気設備の運転管理	01	換気設備の効率管理	(1) 換気設備の管理は、換気の目的、場所に合わせ、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等について適切な設定を行うこと。 (2) 機械室、電気室等において、一定温度以下であれば換気をしなくても良い場合にあっては、季節に応じて適切に換気を停止すること。
				02	換気設備の保全管理	(1) 換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目詰まり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善のため、定期的に保守及び点検を行うこと。
23	発電専用設備、コージェネレーション設備	01	熱の動力等への変換の合理化	01	発電専用設備の効率管理	(1) 発電専用設備にあっては、高効率の運転を維持できるよう管理を行うこと。また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理し、総合的な効率の向上を図ること。
				02	発電専用設備の保全管理	(1) 発電専用設備は、総合的な効率の高い状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
				03	コージェネレーション設備の効率管理	(1) コージェネレーション設備に使用されるボイラー、ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の運転の管理は、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう、負荷の増減に応じた総合的な効率を高めるものとすること。また、複数のコージェネレーション設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理を行い、総合的な効率の向上を図ること。 (2) 抽気タービン又は背圧タービンをコージェネレーション設備に使用するときは、抽気タービンの抽気圧力又は背圧タービンの背圧の許容される最低値について、適切な設定を行い管理を行うこと。
				04	コージェネレーション設備の保全管理	(1) コージェネレーション設備は、総合的な効率を高い状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
24	受変電設備	01	抵抗等による電気の損失の防止	01	変圧器等の適正管理	(1) 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。 (2) 不使用な状態が長期に及ぶ変圧器は、停止させることにより無負荷損を防止すること。 (3) 二次側電圧が同じ変圧器が複数ある場合にあって、その負荷を他の変圧器に移行できるときは、変圧器損失を低減させるため、軽負荷変圧器を停止させること。
				02	受電端力率の管理	(1) 受電端における力率は、95 パーセント以上を維持し、100 パーセントとすることを目標として、進相コンデンサを運用すること。 (2) 進相コンデンサは、これを設置する設備の稼働又は停止に合わせて稼働又は停止させるように適正な運転を行うこと。
				03	受変電設備及び配電設備の保全管理	(1) 受変電設備及び配電設備は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
25	ボイラー	01	加熱及び冷却並びに伝熱の	01	ボイラーの負荷管理及び効	(1) ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて適切な空気比を設定して行うこと。

			合理化		率管理	(2) ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間を考慮し適切な運転を行い、過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくすこと。 (3) ボイラーへの給水は、伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈殿を防止し、ボイラー効率を維持するため、日本工業規格Ｂ8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により水質管理を行うこと。 (4) 負荷側の要求に応じたきめ細かな運転並びに冷暖房起動時間（ウォーミングアップ運転）及び停止時間の適切な設定を行うこと。 (5) 複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように台数管理を行うこと。
26	照明設備	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	照明設備の運用管理	(1) 照明設備は、日本産業規格Ｚ9110（照明基準総則）又はＺ9125（屋内作業場の照明基準）及びこれに準ずる規格に規定するところにより適正な照度レベルとすること。 (2) 照明の点灯を施す区画を限定するほか、適宜調光による減光又は消灯を行うことにより、過剰又は不要な点灯をなくすこと。 (3) ランプ交換が可能な既設照明器具は、ランプの交換時期に合わせ、LED ランプ等の節電型ランプに交換すること。 (4) 昼光を使用することができる場所においては、積極的に利用すること。
				02	照明設備の保全管理	(1) 照明設備は、適正な照度を維持するため、照明器具及び光源の清掃、光源の交換等、定期的に保守及び点検を行うこと。
27	昇降機	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	昇降機の運転管理	(1) 昇降機は、稼働台数制御ができる場合には、利用状況に応じて、適宜、稼働台数制御を行うこと。
				02	昇降機の保全管理	(1) 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
28	給湯設備、業務用機器等	01	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	給湯設備の効率管理	(1) 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項について適切な値で運転すること。 (2) 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。 (3) 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。
				02	給湯設備の保全管理	(1) 給湯設備は、伝熱性能の低下を防止し、良好な状態を維持するため、熱交換器に付着したスケールの除去等、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 給湯設備の自動制御装置は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
		02	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	業務用機器の効率管理	(1) 厨房機器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース、医療機器、放送機器、通信機器、電子計算機、実験装置、遊戯用機器等の業務用機器の管理は、季節や曜日、時間帯、負荷量、不要時等に応じた適切な管理を行うこと。
				02	業務用機器の保全管理	(1) 業務用機器を良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
29	事務用機器	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	事務用機器の管理	(1) 事務用機器は、不要時において適宜電源を切るとともに低電力モードの設定を行うこと。
				02	事務用機器の保全管理	(1) 事務用機器は、必要に応じ定期的に保守及び点検を行うこと。
30	建物等	01	その他の措置	01	断熱性、再生可能エネルギー源の利用等	(1) 断熱及び日射遮へいのために、ブラインド、カーテン等を積極的に利用すること。 (2) 燃料電池、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電等の設備について、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。

別表第４　業務部門における目標対策

分類						対策の内容
大分類		中分類		小分類		
21	一般管理事項	01	管理体制の構築	01	外部機関の利用等	(1) ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムや、ISO50001 などのエネルギーマネジメントシステムを確立し、第三者機関による点検・検査が実施されること。 (2) 自組織で地球温暖化対策の立案が困難な場合は、外部の専門家による省エネルギー診断等を行い、対策の立案が実施されていること。
		02	設備等の管理	01	新設、更新等における措置	(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 149 条第１項により定められたエネルギー消費機器に該当するものを新設等する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。
		03	エネルギーの管理	01	システムの導入等	(1) 電気を使用する設備や空気調和設備等を総合的に管理し評価をするためにビルエネルギー管理システム（以下「ＢＥＭＳ」という。）の採用を考慮すること。
		04	連携省エネルギーの取組	01	テナントとの連携	(1)事業場の居室等を賃貸している事業者（オーナー）と事業場の居室等を賃借している事業者（テナント）は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、オーナーは、テナントのエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、テナントに情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。
				02	地域でのエネルギーの面的利用等	(1)多様なエネルギー需要が近接する街区・地区や隣接する建築物間において、エネルギーを融通すること等により総合的なエネルギーの使用の合理化を図ることができる場合には、エネルギーの面的利用等について検討すること。
22	空気調和設備、 換気設備	01	空気調和設備の運転管理	01	新設、更新等における措置	(1) 必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) 可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとすること。 (3) ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。 (4) 熱搬送設備の風道、配管等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギー損失の少ない設備とすること。 (5) 負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮すること。 (6) 空気調和機設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変風量システム及び変流量システムを採用すること。 (7) 夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減するために、全熱交換器の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気冷房制御の採用を考慮すること。その際、加湿を行う場合には、冷房負荷を軽減するため、水加湿方式の採用を考慮すること。 (8) 蓄熱システム及び地域冷暖房システムより熱を受ける熱搬送設備の揚程が大きい場合は、熱交換器を採用し揚程の低減を行うこと。 (9) エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。 (10) 空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な計量器、センサー等を設置するとともに、ＢＥＭＳ等の採用により、適切な空気調和の制御、運転分析ができるものとすること。
				02	空調機器等の適切な運転管理	(1) 室内の設備の状況等により空調機器等の運転時間の短縮が可能な場合は、タイマー、センサー等による制御システムを導入すること。
				03	最適な風量制御等	(1) 空調機器及び送排風機を有する場合は、負荷の状況、稼動時間等を考慮し、ポールチェンジ、プーリーダウン、ダンパ調整、回転数制御装置の導入等、負荷に応じた風量制御を行うこと。 (2) 電動機の消費電力、稼動時間等を考慮し、空調機器等における動力伝達媒体による動力損失低減対策を行うこと。
		02	換気設備の運転管理	01	適正な外気導入量制御	(1) 現状の室内環境を把握し、取入外気量が過剰である場合又は特に、夏季及び冬季において、外気処理に伴う熱負荷を軽減できる場合には、室内 CO_2 濃度の程度、在室人員の変動の程度等により、室内 CO_2 濃度 1000ppm 以下を確保できる範囲で、CO_2 濃度制御によるダンパー開閉の自動制御又は給排気ファンの回転数制御を導入すること。

				02	駐車場の換気設備の運転管理	(1) 地下駐車場、屋内駐車場等の駐車場において換気設備を有する場合は、駐車車両数、利用時間帯、CO_2濃度又はCO濃度の変化、駐車場の換気能力等の駐車場利用実態を把握するとともに、タイムスケジュールによる運転制御、ポールチェンジ、CO_2濃度又はCO濃度による運転制御システムを導入すること。 (2) 駐車場においては、運転時間に関するタイムスケジュールの設定、CO_2濃度及びCO濃度による換気ファンの台数制御又は回転数制御等を適正に行い、換気設備の動力を軽減させること。
23	発電専用設備、コージェネレーション設備	01	熱の動力等への変換の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 発電専用設備は、電力の需要実績と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものとすること。 (2) 発電専用設備は、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものとすること。 (3) コージェネレーション設備は、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して排熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のコージェネレーション設備の設置を行うこと。
24	受変電設備	01	抵抗等による電気の損失の防止	01	新設、更新等における措置	(1) 受変電設備を新設する場合には、エネルギー損失の少ない機器を採用するとともに、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。
25	ボイラー	01	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) ボイラー設備を新設する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) ボイラー設備からの廃ガス温度の有効利用について検討を行い、利用できる場合は、廃熱利用の措置を講ずること。また、蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合は、回収利用の措置を講ずること。 (3) ボイラー設備は、蒸気等の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、適正規模の設備容量のボイラー設備を選定するとともに、エコノマイザー等を搭載した高効率なボイラー設備を採用すること。また、配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮したエネルギー損失の少ない設備とすること。 (4) 負荷の変動が予想されるボイラー設備は、適切な台数分割を行い、台数制御により効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。
26	照明設備	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 必要な照度に応じた設備を選定すること。 (2) LEDランプ等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備の導入を行うこと。 (3) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。 (4) 照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。 (5) 窓側等の昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。 (6) 照明の点灯区画の限定、照明器具の適切な間隔配置を考慮すること。 (7) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置（タイマー）の利用又は保安設備との連動等の実施を考慮すること。 (8) 照明設備に関しては、昼光を利用することができる場合には、減光が可能な照明器具の選択や照明自動制御装置の採用を検討すること。また、作業内容、周辺状況に応じたタスク・アンビエント照明の採用や照明設備を施した当初や光源の交換直後の高い照度を適正に補正し省電力を図ることができる照明設備の採用を検討すること。
27	昇降機	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	エスカレータ管理	(1) エスカレータは、人感センサー設置等による運転により、不要時の運転を避けること。 (2) 特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機（籠型三相誘導電動機に限る。）又は当該機器が組み込まれた動力設備を新設する場合には、日本産業規格 C4212(高効率低圧三相かご型誘導電動機)に規定する効率値以上の効率のものの採用を考慮すること。
28	給湯設備、業務用機器等	01	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 給湯設備は、給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとすること。 (2) 給湯設備は、使用量の少ない給湯箇所は局所式にする等の措置を講ずること。 (3) 給湯設備は、ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること。 (4)給湯用水栓については、熱損失等の低減を図るため、自動水栓等の採用を検討すること。

		02	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 業務用機器は、エネルギー効率の高い機器を選定すること。 (2) 熱を発生する業務用機器は、空調区画の限定や外気量の制限等により空気調和の負荷を増大させないように考慮すること。また、ダクトの使用や装置に熱媒体を還流させるなどをして空気調和区画外に直接熱を排出し、空気調和の負荷を増大させないように考慮すること。
29	建物等	01	その他の措置	01	新設、更新等における措置	(1) 二重窓、複層ガラス、遮光フィルム等を採用し、断熱強化を図ること。 (2) 燃料電池、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電等の積極的な導入を行うこと。 (3) 電気自動車充給電設備、蓄電池の積極的な導入を行うこと。
30	廃棄物処理	01	燃焼の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 下水汚泥の焼却炉の燃焼効率の改善を図るため、高温燃焼の基準化により、下水汚泥の 850℃以上での高温燃焼を行うとともに、それに見合った焼却炉の更新を行うこと。

別表第５　自動車部門における基本対策

分類						対策の内容
大分類		中分類		小分類		
41	自動車全般	01	一般管理事項	01	推進体制の整備	(1) 指針に基づき、推進体制を整備すること。 (2) 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置を行うとともに役割分担及び責任の所在を明確にすること。また、経営者による基本方針及び対策目標の明示が行われていること。 (3) (2)の基本方針及び対策目標に基づき、各担当部署での具体的な削減対策を立案し、それらを検討できる組織横断的な委員会等を設置すること。 (4) 削減対策の実施に必要な人材及び予算の確保及び管理を行うこと。 (5) 削減対策の適切な進行管理（PDCA サイクル）を行うための推進体制を整備すること。 (6) 温室効果ガスの排出の量の削減等の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底させるため、研修等の教育体制を整備すること。
				02	車両の保全管理	(1) 温室効果ガス排出量の削減を目的とした自動車に係る運転管理、計測・記録、保守・点検についての自主マニュアルを作成すること。 (2) 自主マニュアルを定期的に見直し、改善を図ること。 (3) 自動車の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を定期的（日常、月次、年次）に行うこと。 (4) 自動車に係る維持管理等に関する点検、検査措置の記録を作成し、一定期間保存すること。
				03	エネルギー使用量等の把握、計測、記録等の管理	(1) 燃料使用量等、温室効果ガスの排出の量と密接に関係を持つ数量の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) 燃料使用量又は温室効果ガスの排出の量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出原単位を算出し、管理すること。
				04	エコドライブの実施	(1) 自動車の使用にあたっては、次の事項を事業者全体として取り組むこと。 ・急発進、急停止を行わない。 ・車間距離の確保と定速運転の実施に努める。 ・減速時は早めにアクセルを離す。 ・エアコンを適正な温度に設定する。 ・無駄なアイドリングは行わない。 ・道路交通情報を活用し、渋滞や道路情報等を確認する。 ・タイヤの空気圧を適正に保つ。 ・不要な荷物の積載は行わない。 ・交通の妨げになる場所での駐車を行わない。 (2) 定期的に自治体等が開催するエコドライブ講習会などに参加し、従業員に対する周知・教育を行うこと。
42	貨物輸送	01	輸送の効率化等による措置	01	輸送の効率化	(1) 事前に目的地までの効率的なルートを選定すること。 (2) 混雑する道路や時間帯を避ける輸送計画を立てること。 (3) 目的に応じた自動車又は輸送量に見合った自動車を使用し、輸送回数を減らすこと。

別表第６　自動車部門における目標対策

分類						対策の内容
大分類		中分類		小分類		
41	自動車全般	01	設備等の導入に関する措置	01	次世代自動車の導入	(1) 目的に応じた自動車又は輸送量に見合った自動車を導入すること。 (2) 電気自動車（EV)、プラグインハイブリッド自動車（PHV)、燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車の温室効果ガスの排出を抑えた車両を計画的に導入すること。
				02	エコドライブ管理システムの導入	(1) エコドライブ管理システムの導入により、ドライバーの運転を記録し、速度や急加速、急減速、アイドリング等を確認・点検等すること。 (2) エコドライブ管理システムによる記録を活用して、運転管理を適切に行うこと。
42	貨物輸送	01	輸送の効率化等による措置	01	共同輸配送	(1) 荷主等と連携し、複数の事業者による車両及び貨物の相互融通等により、積載効率及び輸送効率の向上並びに輸送距離及び使用車両の削減を行うこと。
				02	モーダルシフト	(1) 幹線貨物輸送をトラックから鉄道や海運に転換し、環境負荷の低減を図ること。
				03	物流拠点の整理合理化	(1) 効率的な物流システムを構築するために、物流拠点の見直しを図り、分散した拠点を集約する等することで、無駄な走行を減らすこと
		02	設備等の導入に関する措置	01	輸配送システムの導入	(1) 求車･求貨システムや配車支援システム等を導入・活用することで、帰り荷の確保や積載率の向上、車両稼動率の向上など、輸送効率向上を図ること。
43	建物等	01	その他の措置	01	新設、更新等における措置	(1) 電気自動車充給電設備、蓄電池の積極的な導入を行うこと。

事業活動に伴う温室効果ガス排出の量及び当該量の削減に係る水準及び配点

別表第７－１　温室効果ガス排出の量の削減に係る水準（１年毎の削減水準）

部門	産業	エネルギー転換	工業プロセス	業務	運輸	廃棄物
削減水準	▲1.8%以上	▲1.3%以上	▲0.6%以上	▲2.5%以上	▲1.1%以上	▲1.4%以上

別表第７－２　温室効果ガス排出の量の削減に係る配点（１年毎の削減水準）

配点＼部門		産業	エネルギー転換	工業プロセス	業務	運輸	廃棄物
水準の90%以上削減	５点	▲1.62%以上	▲1.17%以上	▲0.54%以上	▲2.25%以上	▲0.99%以上	▲1.26%以上
水準の70%以上削減	４点	▲1.26%以上	▲0.91%以上	▲042%以上	▲1.75%以上	▲0.77%以上	▲0.98%以上
水準の50%以上削減	３点	▲0.90%以上	▲0.65%以上	▲0.30%以上	▲1.25%以上	▲0.55%以上	▲0.70%以上
水準の40%以上削減	２点	▲0.72%以上	▲0.52%以上	▲0.24%以上	▲1.00%以上	▲0.44%以上	▲0.56%以上
水準の20%以上削減	１点	▲0.36%以上	▲0.26%以上	▲0.12%以上	▲0.50%以上	▲0.22%以上	▲0.28%以上

※複数の部門から温室効果ガスの排出がある場合は、次のとおり配点を算出するものとする。

１．各号における温室効果ガス排出量について、規則第６条第２号に規定する部門に基づき、それぞれ別表７－２により配点を確認する。

２．１の配点に対して、各号の温室効果ガス排出量の割合に応じた加重平均により事業者の配点を算出する。

エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る水準及び配点

別表８　エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る水準及び配点（１年毎の削減水準）

削減水準	配点
1.0%以上削減	５点
0.8%以上削減	４点
0.6%以上削減	３点
0.4%以上削減	２点
0.2%以上削減	１点

再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る水準及び配点

別表９－１　使用電力の再生可能エネルギー電源比率及び契約電力の排出係数に係る水準

評価項目	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
使用電力の再エネ電源比率	27%	29%	31%	33%	34%	36%	38%
契約電力の排出係数	0.373 kg-CO_2/kWh	0.353 kg-CO_2/kWh	0.332 kg-CO_2/kWh	0.312 kg-CO_2/kWh	0.291 kg-CO_2/kWh	0.271 kg-CO_2/kWh	0.250 kg-CO_2/kWh

別表９－２　使用電力の再生可能エネルギー電源比率に係る配点

配点		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
水準の90%以上	５点	24%以上	26%以上	28%以上	30%以上	31%以上	32%以上	34%以上
水準の70%以上	４点	19%以上	20%以上	22%以上	23%以上	24%以上	25%以上	27%以上
水準の50%以上	３点	14%以上	15%以上	16%以上	17%以上	17%以上	18%以上	19%以上
水準の40%以上	２点	11%以上	12%以上	12%以上	13%以上	14%以上	14%以上	15%以上
水準の20%以上	１点	5%以上	6%以上	6%以上	7%以上	7%以上	7%以上	8%以上

別表９－３　電気事業者等から調達する電力の排出係数に係る配点

配点		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
水準の110%未満	５点	0.411 kg-CO_2/kWh未満	0.388 kg-CO_2/kWh未満	0.365 kg-CO_2/kWh未満	0.343 kg-CO_2/kWh未満	0.320 kg-CO_2/kWh未満	0.298 kg-CO_2/kWh未満	0.275 kg-CO_2/kWh未満
水準の110%以上120%未満	４点	0.448 kg-CO_2/kWh未満	0.423 kg-CO_2/kWh未満	0.399 kg-CO_2/kWh未満	0.374 kg-CO_2/kWh未満	0.349 kg-CO_2/kWh未満	0.325 kg-CO_2/kWh未満	0.300 kg-CO_2/kWh未満
水準の120%以上130%未満	３点	0.485 kg-CO_2/kWh未満	0.459 kg-CO_2/kWh未満	0.432 kg-CO_2/kWh未満	0.405 kg-CO_2/kWh未満	0.378 kg-CO_2/kWh未満	0.352 kg-CO_2/kWh未満	0.325 kg-CO_2/kWh未満
水準の130%以上140%未満	２点	0.523 kg-CO_2/kWh未満	0.494 kg-CO_2/kWh未満	0.465 kg-CO_2/kWh未満	0.436 kg-CO_2/kWh未満	0.408 kg-CO_2/kWh未満	0.379 kg-CO_2/kWh未満	0.350 kg-CO_2/kWh未満
水準の140%以上150%未満	１点	0.560 kg-CO_2/kWh未満	0.529 kg-CO_2/kWh未満	0.498 kg-CO_2/kWh未満	0.468 kg-CO_2/kWh未満	0.437 kg-CO_2/kWh未満	0.406 kg-CO_2/kWh未満	0.375 kg-CO_2/kWh未満

別表９−４　使用エネルギーの電化の取組に係る水準

部門	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
産業	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%
エネルギー転換	26%	26%	26%	26%	27%	27%	27%
民生業務	67%	67%	67%	68%	68%	68%	69%
運輸	6%	7%	8%	10%	11%	14%	15%
廃棄物	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%

使用エネルギーの電化の取組に関する配点は、エネルギー使用量における電気エネルギー使用量の割合が、水準以上であれば２点、水準の 50%以上であれば１点とする。

自動車の利用に伴う温室効果ガス排出の量の削減に係る水準及び配点

別表１０-１　自動車の燃費に係る水準

種　別	乗用自動車					貨物自動車			
	ガソリン自動車、ディーゼル自動車、プラグインハイブリッド自動車等			バス					
車両重量	1,400kg 未満	2,200kg 未満	2,200kg 以上			1,196kg 未満	1,196kg 以上		
車両総重量				10t 未満	10t 以上	3.5t 以下		7.5t 未満	7.5t 以上
水準(km/L)	24.6	16.8	9.5	6.3	4.52	16.3	10.2	9.91	2.32

別表１０-２　乗用自動車における自動車の燃費に係る配点

配点	種別		ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、プラグインハイブリッド乗用自動車等			バス	
	車両重量		1,400kg 未満	2,200kg 未満	2,200kg 以上		
	車両総重量					10t 未満	10t 以上
水準の 90%以上		５点	22.1 以上	15.1 以上	8.6 以上	5.7 以上	4.1 以上
水準の 70%以上		４点	17.2 以上	11.8 以上	6.7 以上	4.4 以上	3.2 以上
水準の 50%以上		３点	12.3 以上	8.4 以上	4.8 以上	3.2 以上	2.3 以上
水準の 40%以上		２点	9.8 以上	6.7 以上	3.8 以上	2.5 以上	1.8 以上
水準の 20%以上		１点	4.9 以上	3.4 以上	1.9 以上	1.3 以上	0.9 以上

別表１０-３　貨物自動車における自動車の燃費に係る配点

配点	車両重量		1,196kg 未満	1,196kg 以上		
	車両総重量		3.5t 以下		7.5t 未満	7.5t 以上
水準の 90%以上		５点	14.7 以上	9.2 以上	8.9 以上	2.1 以上
水準の 70%以上		４点	11.4 以上	7.1 以上	6.9 以上	1.6 以上
水準の 50%以上		３点	8.2 以上	5.1 以上	5.0 以上	1.2 以上
水準の 40%以上		２点	6.5 以上	4.1 以上	4.0 以上	0.9 以上
水準の 20%以上		１点	3.3 以上	2.0 以上	2.0 以上	0.5 以上

※別表１０－１に掲げる水準値が異なる車両を有している場合は、次のとおり配点を算出するものとする。

１．走行実績のある車両について、別表１０－１に掲げる水準値毎の分類で、燃費の平均値を算出する。

２．１で算出した値について、それぞれ別表１０－２または別表１０－３を参照し、配点を確認する。

３．２の配点について、それぞれ区分毎の保有台数を乗じて、合計した値の加重平均により事業者の得点を算出する。

別表第１０－４　乗用車の電気自動車及び燃料電池自動車導入割合に係る水準

水準	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
乗用車の電気自動車及び燃料電池自動車の割合	7%以上	9%以上	10%以上	12%以上	14%以上	15%以上	17%以上

乗用車の電気自動車及び燃料電池自動車導入割合に関する配点は、導入割合が、水準以上であれば２点、水準の 50%以上であれば１点とする。

温室効果ガス排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る水準及び配点

別表１１－１　脱炭素表明・中長期の温室効果ガス削減目標の設定に係る水準及び配点

水準	配点
2050 年までの脱炭素化の表明かつその達成に向けた中長期的な削減目標を定めた計画の設定	10 点
2050 年までの脱炭素化の表明	８点
2050 年以降の脱炭素化の表明かつその達成に向けた中長期的な削減目標を定めた計画の設定	６点
2050 年以降の脱炭素化の表明	４点
脱炭素化以外の中長期的な削減目標を定めた計画の設定	２点

別表１１－２　脱炭素化に資するイノベーションの取組に係る水準及び配点

水準	配点
事業活動や他の者の脱炭素化につながる取組あり	２点

別表第１１―３　中長期的な視点での温室効果ガスの排出量の削減率に係る水準及び配点

水準	配点
脱炭素に向けた中長期的な削減目標あるいは業界団体等の設定している削減目標の進捗状況が目標の 100%以上削減	２点

別表１１－４　二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入に係る水準及び配点

水準	配点
二酸化炭素を排出しない熱（製造等を含む）の導入有	２点
その他の二酸化炭素を排出しない熱の導入有	１点

別表１１－５　SBT 等イニシアチブへの加盟・賛同に係る水準及び配点

水準	配点
SBT 認定の取得あり	２点
その他の記載あり	１点

別表１１－６　サプライチェーン全体での削減の取組に係る水準及び配点

水準	配点
定量的な記載有	２点
定性的な記載有	１点

別表１１－７　川崎 CN ブランドの取得に係る水準及び配点

水準	配点

川崎 CN ブランドの認定の取得あり（過去３年以内）	２点
川崎 CN ブランドの認定の取得あり（過去６年以内）	１点

別表１１－８　川崎メカニズム認証制度の認証に係る水準及び配点

水準	配点
川崎メカニズム認証制度の認証の取得あり（過去３年以内）	２点
川崎メカニズム認証制度の認証の取得あり（過去６年以内）	１点

別表１１－９　川崎市脱炭素行動宣言の認証に係る水準及び配点

水準	配点
川崎市脱炭素行動宣言の認証あり	２点

※　中小規模事業者用脱炭素化取組計画書及び同結果報告書のみ

別表１１－１０　かわさき SDGs ゴールドパートナーの認証（環境に関する分野）に係る水準及び配点

水準	配点
かわさき SDGs ゴールドパートナーの認証（環境に関する分野）あり	２点

※　中小規模事業者用脱炭素化取組計画書及び同結果報告書のみ